

食品安全委員会プリオン専門調査会

第 26 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 17 年 6 月 21 日 (火) 15:00 ~ 17:34

2 . 場 所 食品安全委員会大会議室

3 . 議 事

- (1) 肉骨粉の焼却灰及び炭化物、並びに蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわ
かすの肥料利用について
- (2) 米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について
- (3) その他

4 . 出 席 者

(専門委員)

吉川座長、小野寺専門委員、甲斐(諭)専門委員、甲斐(知)専門委員、
北本専門委員、佐多専門委員、山内専門委員、山本専門委員、

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、見上委員

(事務局)

齊藤事務局長、村上評価課長、福田評価調整官、梅田課長補佐

(説明者)

厚生労働省 道野課長補佐

農林水産省 釘田衛生管理課長

5 . 配 布 資 料

資料 1 肉骨粉の焼却灰及び炭化物に係る食品健康影響評価案

資料 2 - 1 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について(米国及び
カナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)

- 資料 2 - 2 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 6 月 10 日提出）
- 資料 2 - 3 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（当日配布資料）
- 資料 2 - 4 米国及びカナダとの協議並びに食品安全委員会での審議の経緯（当日配布資料）
- 資料 2 - 5 20 ヶ月齢以下の牛の食肉及び内臓（米国、カナダ）のリスクと全年齢の食肉および内臓（日本）のリスクの比較（山本委員提出資料）
- 資料 3 第 73 回国際獣疫事務機（O I E）総会の概要について
- 資料 4 米国における B S E 疑似陽性牛について
- 参考資料 1 諮問書（16 消安第 2314 号；肉骨粉の焼却灰及び炭化物、並びに蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすの肥料利用について）
- 参考資料 2 肉骨粉の焼却灰及び炭化物、並びに蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすの肥料利用に係る資料
- 参考資料 3 農林水産省からの追加提出資料（肉骨粉の焼却灰及び炭化物、並びに蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすの肥料利用について）
- 参考資料 4 - 1 諮問書（厚生労働省発食安第 0524001 号、17 消安第 1380 号；現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（B S E）に関するリスクの同等性
- 参考資料 4 - 2 参考資料 4 - 1 に関する参考資料
- 参考資料 5 - 1 諮問書（厚生労働省発食安第 0524002 号、17 消安第 1382 号；現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として

摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性に
係る資料

参考資料 5 - 2 参考資料 5 - 1 に関する参考資料

参考資料 6 牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について（国内 19、20 例目）

6. 議事内容

吉川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第 26 回「プリオン専門調査会」を開催したいと思います。

本日 9 名の専門委員ということでしたけれども、金子副座長が急遽別の用事で来れなくなってしまいましたので、8 名の専門委員が御出席です。

食品安全委員会からは、寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、見上委員が御出席です。

また、厚生労働省及び農林水産省の方にもお越しいただいております。

事務局につきましては、いつもと同じですけれども、お手元の座席表を御覧ください。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料「第 26 回食品安全委員会プリオン専門調査会 議事次第」がございますので、御覧ください。

それでは、議題に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いします。

福田評価調整官 本日の配布資料は、資料が 8 点。参考資料が 8 点の合計 16 点でございます。

議事次第、座席表に続きまして、資料 1 「1,000 以上で焼却処理した肉骨粉の焼却灰及び炭化物として利用することに係る食品健康影響評価について（案）」。

資料 2 - 1 「食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）」でございます。

資料 2 - 2 「食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 6 月 10 日提出）」。これは厚生労働省及び農林水産省から提出された資料でございます。

資料 2 - 3 「食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（平成 17 年 6 月 10 日提出）」となっております。

資料 2 - 4 「米国及びカナダとの協議並びに食品安全委員会での審議の経緯」。

資料 2 - 5 「20 ヶ月齢以下の牛の食肉及び内臓（米国、カナダ）のリスクと全年齢の食肉及び内臓（日本）のリスクの比較（山本専門委員提出資料）」でございます。

資料 3 「第 73 回国際獣疫事務局（OIE）総会の概要について」。

資料4「米国におけるBSE疑似陽性牛について」。

次に参考資料に移りまして、参考資料1「諮問書（16消安第2314号；肉骨粉の焼却灰及び炭化物、並びに蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすの肥料利用について）」でございます。

参考資料2、ただいまの諮問に関する資料でございます。

参考資料3、農林水産省からの追加提出資料でございます。中、資料1～3となっております。

参考資料4-1「諮問書（厚生労働省発食安第0524001号、17消安第1308号；現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスク同等性）」でございます。

参考資料4-2は、ただいまの諮問書に関する参考資料でございます。

参考資料5-1は、同じく「諮問書」。こちらはカナダからの輸入される牛肉及び牛の内臓についてでございます。

参考資料5-2は、ただいまのカナダからの牛肉及び牛の内臓に関する諮問についての参考資料でございます。

最後になりますが、参考資料6「牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について）」でございます。

参考資料1～3は、これまで専門調査会で使用した資料であり、ホームページにも掲載しておりますので、本日傍聴の方々にはお配りしておりません。また、参考資料4-2と5-2については、学術論文となっておりますが、著作権の制約から傍聴の方々にはリストのみお配りしております。事務局にて閲覧可能となっておりますので、御了承ください。

以上が、本日用意させていただいております資料でございます。御確認をお願いいたします。

吉川座長 かなり膨大な資料ですけれども、お手元でございますか。

それでは、議事に入りたいと思います。今日の議題は、そこにありますけれども、1つが前回からのまとめに入っておりますけれども「肉骨粉の焼却灰及び炭化物、並びに蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすの肥料利用について」。

2番目が「米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について」ということです。

「その他」のところ、OIEの報告等を少し、あるいは米国でのBSE検査等の説明

もあるかと思しますので、ちょっと時間をそちらの方に回したいと思っておりますけれども、メインには1及び2を進めていきたいと思っております。

それでは、順番どおり、先に肉骨粉の方の審議を済ませたいと思っておりますけれども、前回、焼却灰と炭化物、これはSRMが混入しない肉骨粉を原料として焼却灰が1,000 5分、炭化物は1,000 30分以上で焼却処理をすれば問題ないという結論で報告案をつくるということになりました。したがって、報告案をつくった後、専門委員に確認してもらおうという作業がこの後にあります。

一方、にかわがすの方については、輸入原料の扱いについて議論をしたわけですが、その議論を踏まえて、現在、農水省の方で対応方針について再度検討するというところで、それについては、それが固まった段階でもう一回議論を進めようということで、切り離すということを確認したわけです。

今回その肉骨粉の焼却灰及び炭化物について、座長案を各委員に見ていただいて、またその意見をいただいて、その結果を事務局の方で整理してもらいました。事務局の方から紹介をお願いします。

梅田課長補佐 それでは、資料1に基づきまして、紹介させていただきます。

先週の月曜日ですが、座長案の方を各委員にお送りさせていただいて、御意見を募ったということでございます。

いただいた御意見を踏まえまして、若干文言をわかりやすくすべきという御意見がございましたので、その点について修正が入っておりますので、その点を中心に説明させていただきます。

3枚になってございますけれども、一番初めに「1 はじめに」ということでございまして、これまでの経緯を書いてあるということでございます。

2といたしまして、今回の対象でございます「肉骨粉の焼却灰及び炭化物の概要」というタイトルで書いてございますけれども、その点について、まず(1)の原料及び製造方法の中で、当初牛の特定危険部位、脊柱及びと畜場法云々と、こうなったわけですが、御承知のとおり、この「プリオン専門調査会」の中での用語の使い方といたしまして、特定危険部位というのは、国内で法的に定められています特定部位という言葉はあるわけですが、この調査会においては国際的に使われておりますSRMというのを使っていこうということで確認されたわけですが、したがって特定危険部位と脊柱というのを並列に並べますと、そういう意味から、ここの調査会では脊柱も含めてSRMという扱いをしていることもございましたので、用語の整理といたしまして、そこ

に注釈を書いたということでございます。

牛の特定危険部位として、ここはいわゆる特定部位と脊柱ということで、特定部位について、頭部（舌及び頬肉を除く。）脊髄及び回腸、回腸についてはそこにある限定部位。それと脊柱、括弧で胸椎横突起、ほかを除くとなつてございますけれども、そういう用語の使い方をしたということ、以下同じということにしてございます。

及び、と畜場法第 14 条に基づく検査ということで、この検査についても脚注のところ少し説明を加えたということございまして「と畜場においてと殺前、と殺後及び解体後に行われる検査」として「望診、検温、触診、解剖検査、顕微鏡検査、その他の必要な方法により実施される」ということございまして、と畜場ではこの検査を経ていない獣畜のと殺、解体等を行ってはならないとされているわけでございます。

BSE 検査も、ここで牛を対象としておりますけれども、この中の検査の 1 つに数えられるということでございます。

したがって、そういったと畜場において検査を経ていない牛の部位が混入しない肉骨粉を原料として、それから、この空気を流通させた状態でというのをあえて加えまして、どういう焼却灰と炭化物の焼却条件について、わかりやすく書いた方がいいのではないかという御意見がございましたので、その空気のあるなしを加えたということでございます。「焼却灰は空気を流通させた状態で 1,000 、5 分以上、また、炭化物は空気を遮断した状態で 1,000 、30 分以上の焼却処理を条件とする製造基準に従って製造される」というふうにさせていただいています。

「使用方法」のところは、いずれにおいても、あらゆる農作物に利用されているということが、これは基本的には農水省さんからいただいた資料を基に記述を引用されたということでございますけれども、若干そのような整理を加えたということになっております。

次のページにまいりまして、3 ですけれども、「食品健康影響評価について」ということで、3 - 1 で「原料肉骨粉のリスク」ということで、この評価の対象を特定するために、ここに記述をしているということでございます。先ほど、座長の方からございましたように、国内で製造される肉骨粉であり、牛の特定危険部位及びと畜場法、先ほどのくだりでございますけれども、検査を経ていない牛の部位が混合しない肉骨粉であるというふうに明記しております。なお、肉骨粉の輸入は現在いかなる国からも禁止されており、今回の評価は国産の肉骨粉を原料とすることを前提とするということも書いております。

「製造過程でのリスク低減」というのが 3 - 2 でございまして、先ほどの条件がそれぞれ述べられているということでございます。

その第2パラグラフのところで、羊スクレイピーを用いた実験。これは Paul Brown の実験でございましたけれども、1,000、5分間の加熱処理によって感染性が消失したと報告をされているわけでございます。また、農林水産省から提出された分析データによれば、800、30分間の加熱処理で炭化物中のアミノ酸が検出限界以下になったということがございました。

これらのデータを基に議論していただいた結果でございますけれども、肉骨粉を1,000、5分以上焼却処理した焼却灰及び肉骨粉を1,000、30分以上焼却処理した炭化物のBSE汚染リスクは無視できると考えられるというふうになってございます。

「総合評価」として、先ほどのところを改めて記述しておりますけれども、最後の行でございまして、「人への食品健康影響評価(リスク)は、無視できると考えられる」ということになっております。

次のページに行きまして、4として「結論」で、総合評価のところを改めてここに書いているわけでございます。

「おわりに」のところで、リスク管理機関において、処理条件を満たす焼却処理が厳格に行われるよう管理を徹底するとともに、その遵守状況について、立入検査での原料受入、製造記録の確認等によって検証する必要があるということで、リスク管理側における実施の必要性について述べております。

また、その肉骨粉の焼却灰及び炭化物の肥料への利用に当たっては、農林水産省が設定した管理基準及び施設の認定に際して行った検証結果の概要について報告を受けることとするということで締めております。

それから、参考文献を4本載せております。

以上でございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。既に各委員の意見もいただいた上で、こういう文章になっておりますけれども、ほかに御意見ございますでしょうか。いいですか。

私は1個だけ、ちょっと気になったところがあったんですけども、この前議論した記憶で言うと、第14条に基づく検査というのは、一般的なと畜場での食肉用の検査であって、ここに書いてある望診、検温、触診などという。そこにBSE検査もこの1つという注釈が加わっているんですけども、21か月以下のものを検査しなくなったときに、BSE検査もこの1つであるというふうにしたときに、14条の検査を経ていない牛の部位は混合してはならないという矛盾は起きませんか。それとも、そのときには14条を書き直すからいいということなんですか。親切に書いてあるところがかえって、ちょっとわかりにくい

んですけれども。

この前はそういう議論ではなかったんで、B S E 検査をこの対象ではないですねという、その一般に行われる食用に適したどうかという敗血症とかその他の検査ですねということで、14条はそういうものだというふうに解釈をしていたので、そこはどうなんですか。

梅田課長補佐 B S E 検査は、ここに書いてございますように、その14条に基づく必要な方法により実施されるという中の1つでございまして、別途B S E 特措法において、その月齢が定められているということでありまして、21か月以上の牛を対象とするということについては、そちらの方の改正を行うということでありまして、したがって、矛盾は起こらないということではございますけれども、ちょっとわかりにくいということであれば、若干見直させていただきます。

吉川座長 わかりますかね。私だけが混乱を起こしているのかもしれないんですけれども。現実的には、21か月以上のものについては、当然B S E 検査をするわけですから、その陰性牛という格好になりますし、S R Mを除くと。S R Mは全年齢ですけれども。21か月以下のものについては検査をしないけれども、實際上、それは問題ないということになるということですね。

梅田課長補佐 規定上は問題ないことになります。14条の検査については、その対象がそれぞれ政令であるとか省令で定められていまして、その中にB S E についても定められているわけでありまして、ただ、その対象として何月齢以上になるかということについては別途、B S E 特別措置法において定められていまして、21以上になった場合には、おっしゃるとおり20か月以下のものについては検査の対象にはならないということで整理はされてございます。

吉川座長 要はB S E 検査も、そういう意味では検査の1つとして、ここに組み込まれているけれども、その検査対象に関しては特措法の別途の方に書いてあって、そこは対象にならないという格好の解釈であるということですね。特にそれで解釈上問題がなければ、構わないと思います。

いいですか。ほかに何かございますか。

なければ、一応諮問に対する食品健康影響評価の報告案として、親委員会である「食品安全委員会」に報告した上で、国民からの意見・情報等の募集手続を行ってほしいというふうに思います。では、そういうことで、よろしく願いいたします。

それでは、1の方は一応これで終わりということで、次の議題「米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について」の審議を行いたいと思います。

前回、農林水産省及び厚生労働省から、その諮問の考え方について説明を受けた後、諮問内容及びその背景等について、かなり突っ込んだ議論もしましたし、専門調査会と親委員会の関係、あるいはリスク評価機関とリスク管理機関との責任の在り方等についても、かなり議論をしてきたというふうに思います。

また、その中で専門調査会として、これから審議していくに当たって、準備しておいてほしい資料があれば、事務局の方に連絡してほしいということで、いろいろな意見を送って事務局の方で整理をして、両省庁に資料の提出等を求めたわけです。

また、各委員に関しては、審議をどういうふうに進めていくかということについても、事務局の方に意見を送ってもらうということをいたしましたので、その2点について、事務局から紹介をしていただきたいと思います。

梅田課長補佐 そうしましたら、まず資料2 - 1を御覧ください。

前回の議論の中で、皆さんから御意見をお伺いして、管理側に資料の方をお願いするということでございまして、6月10日付けで両省あてに資料提出の依頼を行っております。

1ページめくっていただきまして、別添というのが具体的に両省に対してお願いした資料でございます。1～13でございます。この中には、前回の議論の中で既にこういった資料が必要ではないかという御意見がございましたものもございまして、その後いただいた御意見の中で追加したのもございます。

資料2 - 2でございますけれども、その提出の依頼を受けまして、既に両省の方では、前回の議論を踏まえて準備の方を進めていたと承知しておりますけれども、6月10日付けで、まずいただいたものが資料2 - 2でございます。

これは後ほど、両省から御説明いただけるということでございますので、中身については省略させていただきます。

資料2 - 3でございますけれども、6月20日昨日付けで、両省から追加の提出がございまして、事前にお送りできなかったわけでございますけれども、本日配布させていただくというものでございます。

資料2 - 4でございますけれども、その資料2 - 3の2の項目がございまして、
「以下の項目について主な経緯を時系列で箇条書きに記載して整理した表」ということでございまして、「①米国との協議」「②カナダとの協議」になってございます。

先ほどの提出を依頼した資料としては、米国、カナダの協議の状況と、それから「食品安全委員会」での審議の経緯についても、併せて時系列に並べたものという御趣旨だというふうに御確認させていただいて、両省からいただいたものを踏まえて、こちらの方で「食

品安全委員会」での審議の経緯を付け加えて整理したものが2 - 4でございます。

その2 - 4の3ページ、4ページは、先ほどの両省からいただいた2 - 3のそれぞれ「米国との協議」「カナダとの協議」の見出しと結果が書いてあるものを付けてございます。

それから、資料2 - 4の5ページ目になりますけれども、参考といたしまして、先ほど提出を依頼した資料のうち、提出状況についてどうなっているかということ参考として整理させていただいております。1 - 13のうち、4番、13番については現在、両省からアメリカ側に照会をしているということで聞いておりまして、それについては後日、到着次第、また調査会の方にお示ししたいというふうに思っております。

以上でございます。

吉川座長 短時間のうちにいろいろ集めていただきまして、ありがとうございます。

それでは、提出された資料について、両省から簡単に説明してもらいたいと思います。

最初に、農林水産省の方から説明をしていただけますか。

釘田衛生管理課長 農林水産省衛生管理課長の釘田でございます。よろしく願いいたします。

先ほど、事務局から御説明がありましたとおり、2つの補足資料。6月10日付けと20日付けの2つでございます。これらの資料につきましては、私ども農林水産省と厚生労働省、内容的に両省の担当しているものが混ざっておりますので、両省で共同して作成して提出したものでございます。

説明につきましては、本来なら担当ごとに説明した方がよろしいかと思いますが、時間の省略のためにも、両方で併せて12問ほどございますので、10日付けの資料の前半1 - 6まで、私の方から簡単に説明させていただきまして、その後を厚生労働省の方から説明させていただきます。

これらの資料は、ほとんどはこの諮問時に提出いたしました、アメリカ及びカナダの参考資料の中からの抜粋でございます。要約したもの、あるいはそれらを組み合わせ再整理したものです。そういった資料からできてございます。

まず1番目でございます。「米国及びカナダと日本のBSE対策の異なるポイントを示した一覧」ということでございまして、この資料は3ページほどの記述の部分と、その後ろに説明参考として図表になったもの。更に説明参考2としまして、昨年の日米のワーキンググループでとりまとめた報告書。それに若干手を加えたものを添付してございます。

と言いますのも、この日米のワーキンググループでとりまとめた報告書と言いますのは、まさに日本と米国とのBSE対策の違いについて、議論してとりまとめたものでしたので、

これが参考になるかどうかということで、資料として添付してございます。

最初に戻りまして、簡単にポイントだけ、ごくかいつまんで御説明させていただきますが、米国、カナダ及び日本における現行のBSE対策についての主な相違点ということでございまして、まず「(1)輸入規制」をまとめてございます。牛肉、生体牛、肉骨粉とございますけれども、ほぼ共通しまして、米国においてはBSE発生国及びサーベイランス等が不十分な国。これらからの輸入は禁止しております。ただし、カナダからは30か月齢未満の牛由来の骨なし肉は許可制により輸入可能となっているということでございます。

一方、カナダにつきましても、BSE清浄国以外からの輸入は禁止ということになっておりまして、その中で米国からは30か月齢未満の牛から生産された牛肉の輸入が可能ということになっております。

日本は御存じのとおり、BSE発生国からの輸入はすべて禁止しているというのが現状でございます。

次に「(2)飼料規制」でございしますが、米国におきましては、規則上は哺乳動物由来のタンパク質を反すう動物に給与することを禁止するというに、原則として、こういう記述になっておりますが、その中で「ただし」の後に書いてある幾つかの製品、後段に、豚または馬のタンパクのみからなる製品については対象外ということになっておりまして、実態的には反すう動物由来のタンパクを反すう動物に給与することを禁止しているというふうに考えていただいた方が実態に近いというふうに考えます。

併せまして、交差汚染防止のために器材及び施設の分離、または工程の洗浄を義務づけているということです。

なお、2004年7月に、ここに書いてあります幾つかの項目を含めた飼料規制の強化策というものを発表しておりまして、パブリック・コメントも実施しておりますけれども、これについてはまだ実施に至っておりません。

次に、カナダでございしますが、カナダも豚及び馬を除く哺乳動物由来のタンパク質を反すう動物に給与することを禁止していると。ただし、幾つかの製品は対象外になっているということで、ほぼアメリカと同様の内容になっていようかと思えます。また、交差汚染防止対策も同様でございます。

カナダにおきましても、2004年12月に、ペットフードを含め動物用飼料にSRM並びにSRMを含む死亡牛といったものを使用することを禁止するというに、パブリック・コメントを実施しておりますが、これもまだ実施されてございません。

日本については、書いてあるとおりですが、省略いたします。

次に「(3)届出、サーベイランス」でございます。米国におきましては、届出については、1986年から義務づけとなっております。サーベイランスは、現在行われているサーベイランスは2004年6月から1年～1年半の間実施するとされている、いわゆる強化サーベイランスと呼ばれているものでございまして、当時発表されておりました内容は、健康牛について、年間2万頭程度。高リスク牛を対象に二十数万頭規模で実施するという内容でございました。

これまでに37.5万頭と書いてあります。もう既に直近では40万頭を超えているようですけれども、そういった頭数が実施されております。また、当時発表されておりました、この健康牛についての年間2万頭程度というものについては、最近の米国からの報告によれば、実施されていないと。すなわち高リスク牛だけサーベイランスが行われているということになっております。

カナダでございますが、届出については90年以降、義務づけとなっております。サーベイランスについては、2004年は2万4,000頭、2005年は高リスク牛を対象に3万頭以上を検査する計画がございまして、これまでに3万頭程度実施されているということになっております。

次に「(4)と畜場及び食肉処理施設における規制」でございます。これは米国、カナダとも、それぞれの国でBSEが発生した直後から、と畜場におけるBSE対策が導入されておりました。米国では2003年12月30日に発表された内容ですが、ここに～まで、「歩行困難牛の食用禁止」以下、項目が導入されております。

カナダにつきましては、その約半年前ですが、2003年7月18日に発表された内容でございます。SRMの除去、それらをHACCPまたはSSOPにより管理するといった内容のものが、これもカナダにおけるBSE発生後、導入されているということになっております。

「(5)牛個体識別制度」でございますが、米国は現状では、国の制度としてはまだ導入されておられません。一部任意に生産者団体等が取り組んでいる事例はございます。これに対して、今、連邦政府が導入に向けたプログラムを発表しておりました。一部生産農場の登録とか、そういったことが始まっておりますけれども、現状発表されていることといたしましては、2009年1月の完全実施を目指しているというふうになっております。

カナダでございますが、これは2001年に導入され、2002年から実施されておりました。個体識別制度自体は既に義務づけになっております。ただ、これは農場を離れるときに、その個体ごとに耳標を装着する義務という形でスタートしておりました。最近になりまして、

2005年3月からになりますけれども、出生年月日の登録が任意で入力できるような仕組みになっているということになっております。

次の「(6) B S E 検査方法」でございますが、これは米国では、1次検査に E L I S A 法、確定検査に免疫組織化学的検査法を使用しております。確定検査につきましては、その検査材料が免疫組織化学的検査に適さない場合には、ウエスタンブロット法を使用するといったようなプロトコールが作成されております。

カナダにおきましては、1次検査に E L I S A 法及び簡易ウエスタンブロット法、確定検査には免疫組織化学的検査を使用しているというふうになっております。

以上ですが、その後には、先ほど申し上げました資料が付いておりますので、これは後ほど御覧いただきたいと思っております。

ずっと飛びまして、2番目でございます。23ページになります。「米国及びカナダの B S E 対策について時系列に整理したもの」。これにつきましては、この表の形で項目ごとに、米国、カナダ、日本を並べて書いてございます。図表のものと、その後ろに少し文章で整理したものがございまして、これはちょっと言葉で説明しますと、大変長くなりますので、内容を御確認いただくということで、ここでは説明は省略させていただきたいと思っております。

輸入禁止措置について、牛、牛肉、肉骨粉。その次には、飼料規制の導入状況。届出及びサーベイランスの経緯。最後に、と畜場及び食肉処理施設における規制の経緯。それぞれが時系列で書かれてございます。

次に、29ページになりますけれども、「米国・カナダのリスク評価の報告書(ハーバード、E F S A、国際調査団等)をまとめたもの」ということでございます。これにつきましては、諮問のときに提出いたしました諮問参考資料の中に、実はここに出しました資料の原典が入っております。かなり膨大な英文の資料でございますので、それをごく簡単に要約したものが、ここに提出した資料でございます。詳しくは原典の方を確認いただければというふうに思います。

まず最初の30ページの資料でございますが、これは U S D A がハーバード大学に委託し、米国における B S E の発生や発生した場合の感染の拡大などの危険性を評価した報告書でございます。2001年11月に公表されております。これは諮問参考資料の中の32番という資料でございますので、かなり分厚い報告書になっておりますけれども、後ほど御覧ください。

その中身といたしましては、B S E が米国にさまざまな形で持ち込まれた場合のシミュ

レーションを行っているということで、そのシミュレーションを行うに当たりまして、米国が取っております B S E の拡大を防ぐために取られている措置について、かなり詳細な記述がなされております。そういったことを加味して計算をした結果、結論といたしましては、下の 2 つの になるんですけれども、「米国政府と産業界で講じられている措置は、たとえ B S E が持ち込まれた場合においても牛と人両方に対する感染拡大を防ぐために有効」であるということ。それから、「感染牛が国内に入ったとしても、現在行われている措置により、感染経路は遮断されており、持ち込まれた B S E はそのまま根絶への道を辿る」といったような、かなり楽観的と言ってもいいかもしれませんが、そういった報告書になっております。

次のハーバードリスク報告書というのは、実は 2 つここにございまして、31 ページの資料もその続編のような形ですけれども、こちらは 2003 年 10 月 31 日に公表されておりました、これはカナダで 2003 年 5 月に B S E が発生したという、新しい事態を受けまして、U S D A が改めてハーバードリスク分析センターに依頼して行ったものでございます。同じモデルを使って分析しているというふうに聞いております。

その概要といたしましては、カナダから米国へ B S E 感染牛が輸入されたシナリオ、汚染された飼料が輸入されたシナリオのそれぞれについて、5 つの輸入時期、全部で 10 のシナリオを設定して、それを検討しているということでございまして、その結果、最も悲観的なシナリオでは、B S E の感染牛頭数が 1997 年にピークを迎え、2000 年には臨床例の発生数のピークを迎えると。感染する頭数はピーク時に 600 頭程度。症状を呈する牛は 2000 年に 24 頭ぐらい。しかしながら、2000 年に U S D A により実施されたサーベイランスによって発見できるほどの罹患率には達していないというような分析がなされています。

その上で、そういったいずれのシナリオにおいても、飼料給餌禁止措置、フィードバンによって 2020 年までには B S E は高い確率で除去されるというような結論を導いております。これは同じ参考資料の 33 番目の資料になります。

次が 32 ページに資料ですが、欧州食品安全庁、E F S A のいわゆる G B R の資料でございます。これは参考資料の中の 31 番目に入っております。2004 年 8 月 20 日に公表されました。

これは以前に欧州委員会が行った G B R の評価を改定する内容になっておりますけれども、1980 年～2003 年のデータに基づいて、侵入リスク、安定性についての分析を行っているということでございます。

80 年代半ばに英国等から輸入された牛が 90 年代初めに米国内へ暴露されたものと考え

られるとした上で、輸入肉骨粉が米国の牛に与えられ、90年代初めに国内への暴露を招いた可能性がある。そういった分析をした上で、安定性についてもBSEリスク国から輸入された牛がと殺死亡し、輸入肉骨粉と相まって飼料に加工されてBSEリスクが発生した。これらが90年代半ばに輸入肉骨粉に感染した国際牛が処理されるころに、非常に増大している。こういった安定性の低いシステムの中で、リスクは数年間かけて増大しているといったような評価になっています。

結論といたしまして、米国のGBRのレベルにつきまして、いわゆるレベルIIIというふうに評価しております。このレベルIIIというのは、国内でBSEの存在の可能性はあるけれども、いまだ確認されていないというようなカテゴリーになっておりまして、このレベル3に評価をしているというのが、このEFSAの資料でございます。

次に、33ページですが、これは米国でBSEが確認された直後、翌年の1月になりますけれども、米国政府の要請により国際的なBSE専門家が米国の行っているBSE対策について調査をし評価を行った報告書でございます。参考資料の9番目の資料として入っております。

その内容といたしましては幾つかございますが、例えば、アのiiのところにあります、過去にカナダや欧州から輸入されたBSE感染牛がレンダリング処理され、BSEが北米に蔓延している可能性がある。

その次のiiiのところにも、今回の米国でのBSE感染牛の発見は、北米全体の問題として認識されるべきであるといった評価がなされております。

その上でBSE対策に対する勧告としましては、例えば、SRMについては12か月齢以上のSRMを除去することが必要だが、当分の間は30か月齢以上にすることは妥当であるといったような内容。

それから、SRMの交差汚染防止につきましても、スタンニングあるいは機械的除去肉、AMRといったものを使用しないこと。そういった勧告がなされています。更に、歩行困難牛、いわゆるダウナーの排除の問題、サーベイランスの強化。そういったことについて勧告がなされております。

最後の方のフィードバンにつきましても、すべてのSRMのペットフードを含む飼料からの排除。あるいは現在の部分的なフィードバンは交差汚染を防止できず不十分であると。反すう動物以外の動物への反すう動物由来タンパク質の飼料給与を禁止するべきであるといったような内容。

最後に、例えば、個体識別とトレーサビリティ制度の確立が必要であるといった内容

になっております。これにつきましては、後ほど、こういった勧告に対する米国政府の対応についてとりまとめた資料がございます。

それから、次の 35 ページになりますが、同じような内容の資料。今度はカナダのリスク評価を行ったものについて、同じようにとりまとめてございます。まず E F S A の G B R でございますが、これはカナダの参考資料の 31 番目に入っております。これもカナダの侵入リスク、安定性、こういったものを評価した上で、結論としましてはアメリカと同様ですが、G B R のレベル III というふうに結論づけております。しかも、これは米国も同じですが、システムが不安定な状態であり、このレベルは上がり続けるといったような評価がなされております。

次の 36 ページですが、これはカナダの C F I A、食品検査庁が 2002 年に自ら行ったカナダの B S E リスク評価でございます。これもかなり詳細な内容になっています。カナダの参考資料の 33 番目に入っておりますけれども、第 1 部、第 2 部と第 3 部というふうに分かれておりまして、最終的な結論といたしましては、1997 年以前に 1 件の B S E 感染が生じていた可能性は 0.073 % といった非常に低いという結論を導いております。

したがって、カナダに B S E が存在をする可能性は、無視できる程度であって、97 年以降に実施しているリスク低減措置により、リスクは更に減少するというような結論を出しております。これはカナダで B S E が確認される以前の評価ということになります。

次に、37 ページ。これは今度は U S D A、米国の農務省がカナダのリスク評価を行ったものでございまして、これは昨年 11 月に公表されておりますが、これは米国がカナダを B S E 最小リスク国として認定し、最小リスク国として輸入を認めていこうというために行った評価でございます。

侵入リスク、暴露リスク、サーベイランス。そういったことについて評価を行った上で、いずれにしても、これはアメリカが O I E の規約に基づいた最小リスク国の基準をほぼ満たしているということで、カナダを B S E 最小リスク国として認めるという内容のものになっております。

次に、38 ページ。これもカナダ食品検査庁が、カナダで B S E が確認された 2003 年 5 月に確認されましたが、その直後に先ほどの米国と同じように国際的な B S E 専門家による調査団を受け入れまして、その調査団がまとめた報告及び勧告になっております。内容的には、先ほどの米国と似た内容になっていようかと思えます。

以上、いろいろな評価が両国についてございますけれども、それぞれの内容はもっと詳細なものになっておりますけれども、ここではごく要点のみを記述させていただきました。

次に、4番目の「コンプライアンスに関して報道された事案（スキャンダル）に対する米国政府からの回答」でございます。これは参考資料の12番目の資料として提出されておりますけれども、米国政府がこれは在京米国大使館のホームページにおいて、BSEに関する質問と答えというものを設けておりまして、その中にいろいろなQ & A形式で掲載されております。その中から、このコンプライアンスに関する事案を抜き出したものでございます。

まず1つ目は、これは2004年12月に米国の食品検査官合同評議会の議長が、米国農務省、FSISの担当次長にあてた書簡に関するものです。これにつきましては、ここに書いてございますが、結論としては、この合同評議会の議長が申し立てたその内容について、USDAの方で十分な調査が行われたものの、申し立てを支持するような一般的または具体的な証拠がなく、申し立てのいずれも立証されなかったという内容になっております。

40ページの下の方も関連するものなのですが、「特定危険部位（SRM）の除去が不十分であるという、労働組合議長の申し立てについて」。これにつきましても、次のページにわたりますけれども、農務省の方で、この申し立てについて調査をいたしました。この申し立てを行った議長がたび重なる要請にもかかわらず、そうした事件の発生した場所、あるいは時期について、詳しい情報を提供しようとしなかったと。更に、この農務省の方で行ったSRM除去プロセスの再調査では、問題は発見されなかったといったような内容になっております。

その次に、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の問題でございます。これはニュージャージー州にある競馬場で牛肉を食べた人が複数、そのクロイツフェルト・ヤコブ病にかかったのではないかという報道があったわけですが、これにつきましても、中ほどにあります。BSEに汚染された牛肉を食べたことに起因するものだとすることを裏づける証拠はないと断定されたという報告になっております。詳しくはここにその内容が記述されております。

その次に、42ページになりますが、米国会計検査院が、これは米国の飼料規制の報告書を出してありまして、その中で幾つかの問題点を指摘したものに関連した質問と答えでございます。これに対する答えとしましては、反すう動物飼料の禁止を最大限に執行するためにFDAはより高リスクと見なされる企業の検査をより頻繁に行っていると。

つまり、これは飼料産業をピラミッド型に例えた場合、そのピラミッドの頂点に例えば、レンダリング工場がありまして、その下に飼料工場があって、一番末端に農家があるわけです。そうしますと、危険な物質をつくっているレンダリング工場。そういったところを

検査するのが最も効果があるという観点で、ここで言っている高リスクと見なされる企業というのは、まさにそういう意味でございまして、ピラミッドの頂点をきちんと検査することによって、有効にそういう制度を遵守しているかどうかの確認はできるということを言っているものであります。ピラミッドの底辺の農家を全部検査するのは、実態的には非常に困難であるということを述べております。

今のG A Oのレポートにつきましては、44 ページ、45 ページには、このG A Oレポートの中に記載されています、F D A自ら行ったコメントも仮訳として掲載されております。内容的には同じような観点で書かれていようかと思えます。

43 ページに「米農務省が牛海綿状脳症（B S E）陽性牛の発見を隠ぺいしたというメディアの報道は事実課」というのがございますが、これも非常に端的に、これは間違いであるということをごこには答えとして書いてございます。

最後に「昨秋、日本へ輸出された豚肉に米国産牛肉が混じっていたと聞いている。どうしてそのような間違いが起きたのか」。これは私どもの動物検疫所で摘発した事例でございまして、これについてはその後、米国政府との間で事実確認、原因究明、再発防止といったことをお願いしておりますが、ここにありますように、輸出された豚肉に少量の牛肉が混じっていた事件でございますけれども、これは運送業者の不注意によるものであったということで、その責任を有する2つの組織には警告状が送られたといったような報告になっております。

以上が、コンプライアンスに関する報道関連でございます。

次に、46 ページ。5の「日本、米国、カナダにおけるB S E検査について」でございますが、これは47 ページを見ていただきますと、米国、カナダ、日本のB S Eの検査実績を、それぞれ過去数年間、数字で記載されてございます。これは参考資料の中に、米国、カナダとも29番の資料の中に、より詳しい資料が提供されてございます。それを比較的対比しやすいような形で再集計したものでございます。

それでは、次に6番でございますが、「『米国及びカナダにおける牛の飼育形態（飼料内容含む）』及びリスク評価対象牛の詳細な情報（品種、月齢構成、飼育形態等）」ということでございまして、これも幾つかの図表とそれに対するコメントを付けたものを提出してございます。

まず最初の49 ページ。「米・カナダの牛飼養頭数」でございますが、米国では9,400万頭程度、カナダでは1,500万頭程度の牛が飼育されております。その中でほとんど肉用牛が占めております。日本では、かなり乳牛が多いのとはちょっと違うということ。あと、

頭数期歩がかなりの違いがあるということが見て取れようかと思えます。

次のページで「米・カナダのと畜頭数」。これもかなりの規模の違いがございます。

次に 51 ページ。「米・カナダの肉用牛の飼養概況」でございます。この資料は米国、カナダにおいては、ほとんどの場合、肉用牛の飼育形態というのは放牧中心になっておりまして、特に繁殖農家、育成農家におきましては、周年放牧を行いながら繁殖育成を行うという形態が一般的であるということを示しております。

最後に肥育農家のフィードロットと呼ばれる施設において、3 か月から 4 か月程度、穀物を主体とした肥育が行われています。典型的には、こういった 3 つの段階を経た上で、多くの牛は 15 か月齢～18 か月齢程度でと畜されているというのが実態でございます。

52 ページの「米・カナダの肉用牛のライフサイクル」。これはライフサイクルとその間に給餌されている飼料の内容を併せて模式的に書いたものでございますが、米国、カナダでは肉用種が中心、乳用種は約一割ぐらいしかございませんが、乳用種は子牛の時代に代用乳を与えられた上、比較的短い肥育期間で濃厚飼料が与えられて、出荷されると。

一方、肉用種は牧草中心で、一部補助飼料を与えられるような形態になっています。最後のフィードロットに入ったときだけ濃厚飼料を多給与されるという形態になっています。

日本の方では、乳用種と肉用種がほぼ半々になっておりまして、乳用種は代用乳で育てられた上、濃厚飼料多給型の肥育が行われて、米国、カナダではかなり肥育期間も長くなっているというのを見て取れようかと思えます。肉用種も牧草も与えられますが、比較的早い時期から濃厚飼料を多給される肥育段階に入っております。

最後の表でございますが「と畜時における月齢の分布」ということございまして、これは先ほどの飼養概況のところでも申し上げましたが、ほとんどの肉用種は 14～16 か月齢で出荷されてと畜処理されているということが、この表からも見て取れようかと思えます。あと、記述されていることを大分はしりましたけれども、恐縮ですが、後で御確認いただければというふうに思います。

私の方からの説明は、以上です。

道野課長補佐 厚生労働省の道野です。よろしく申し上げます。

引き続きまして、7 番目の「パッカーの構造、従業員数、処理頭数」という資料について、御説明申し上げます。

55 ページですけれども、これは 2003 年の資料でございますが、「牛肉パッカーと畜処理能力の上位 10 社」ということでございます。隣の 56 ページと対して見ていただければいいかと思えますけれども、例えば、1 位のタイソンフーズであれば、工場数は 10 という

ふうになっていますけれども、右側のページでは 11 になっているんですが、これは 1 か所はスロットハウスはなくてパッキングハウスというか、カットのみ、プロセッシングのみやっているというところがございます。中西部中心に分布しています。

それから、カーギルについても大体同じようなことが言えるわけですが、カーギルに関しては、2003 年の資料では一応 7 工場ということだったんですが、現在は 6 工場だそうです。

そういった形で、あとは大手の方にはかなり処理頭数が偏ってしまっていて、大体上位の 4 社 ~ 5 社ぐらいで、と畜頭数の 8 ~ 9 割をカバーするというふうに言われております。

次のページに行きまして、57 ページでございますけれども、「国際調査団の勧告に対する米国の対応」ということございまして、これはわかりやすい資料が 60 ページにございますので、御覧ください。

先ほど、釘田課長から説明のあったのが「調査団の勧告」という左側のコラムでして、右側のコラムが「勧告に対する米国政府の対応」ということでございます。基本的に調査団の勧告というのは、米国が 1 月 12 日にその基本的な B S E 対策を出した後に調査にきて勧告を出していますので、既にやっているようなことについても、それぞれ対応として書かれている部分もございます。

簡単にポイントだけ申しますと、調査団の勧告の内容として、やはり過去にカナダや欧州から輸入された B S E 感染牛がレンダリングされ、B S E が米国に蔓延している可能性がありますよというふうな、調査団は基本的にはそういう考え方を持っているわけですが、米国サイドとしては、先ほど紹介のあったハーバードのリスクアセスメントとか北米であった、このところは 2 例ですね。前の年の 5 月のカナダと 12 月のアメリカですけれども、この 2 つについては疫学調査により当該牛が共通の飼料会社と関係していた可能性もあるということで、アメリカサイドとしては、非常に限定されたと言いますか、リスク自体は低いんですよという、その基本的な立場に立っています。それがその調査団とアメリカの基本的な出発点の違いがございます。

B S E 対策に対する勧告概要でございますけれども、基本的にはサーベイランスを強化しなさいということ、上から 3 番目ですけれども、言っているわけでありまして、その結果を前提として、いろんな対策は取っていくべきということでもあります。

とは言うものの、S R M 除去については米国の場合はその中枢神経系については 30 か月齢以上ということで、勧告内容としては 12 か月以上にすべきというふう言っているんですけれども、それはサーベイランスが済むまでの間は現行の対応は妥協策としては妥当

ではないかというような評価をしております。

それから、あと飼料規制についてですけれども、下から2番目の部分ですが、調査団の勧告としては、すべてのSRMのペットフードを含む飼料からの排除ということをおっしゃっています。FDAでは現在の飼料禁止の幾つかの変更を加えた暫定最終規則案を発行する予定ですと言っていますが、これについては、また後ほど御説明いたします。

一番下のところは、個体識別システムの導入、トレーサビリティの確保ということが言われていまして、先ほど説明のあったとおり、2009年1月から完全実施をする予定というふうに米国サイドは言っています。

続きまして、資料2-3の方に移らせていただきます。資料2-3の2ページでありますけれども、先ほどのアメリカと同じように「カナダにおける主要な食肉加工企業に関する情報」ということでございます。同じような考え方で、カナダ政府から提供された資料に基づき、書いてございます。

内容的に言いますと、例えば、先ほどのアメリカのところではっきりしなかったですけれども、例えば、上のカーギルとかレイクサイドに関しては、これは基本的には恐らく1日3シフト取っていて、2シフトはと畜解体をやっている、1シフトは洗浄、消毒というような構成になっています。ですから、大体アメリカの頭数の多いところというのは、と畜処理自体は2シフトやっているとというふうに御理解いただければ、カナダも含めて、いいのではないかと思います。

次のページでございますけれども、4ページです。「米国との牛肉貿易再開に係る協議の概要」。その次のページが「カナダとの牛肉貿易再開に係る協議の概要」ということでございますけれども、これは「食品安全委員会」の事務局が用意された資料があとにありますので、ここは説明を省略させていただきます。

資料の6ページから始まる「カナダについて、国際調査団の勧告内容と対応状況」というふうになっておりますけれども、ページ数で言うと7ページから始まっております。

先ほど申し上げたように、アメリカの場合には国際調査団を1月12日の、基本的には対策を出した後に調査団を招いているわけですが、カナダの場合には7月の下旬に出すわけですが、その前の段階で調査団を招聘して勧告をしてもらっているということがありますので、その勧告との大きな食い違いというのは、基本的にあまりないというふうに御理解いただければいいと思います。

ですので、基本的には、その右側の「勧告に対するカナダ政府の対応」の方を追っていただければいいのではないかと思います。2003年5月のBSEが確認されたわけでありま

すけれども、7月24日からSRMの規制を実施しているというようなこと。

この時点では、調査団のメンバーというのは、アメリカとカナダと少しダブってはいるんですけれども、この時点ではMRMやAMRに関しては、あまり厳しいことを言っていないで、30か月齢以上の牛の脊柱が入らないようにしましょうという程度のことです。

米国に対してはもう少し、その区分というのは難しいのではないかとということまで指摘していますけれども、カナダのときには、そこまでは言っていません。

サーベイランスについてですけれども、このときに出ていた全国的な拡大サーベイランスのプログラムというものについて、勿論その支持をしています。結果として、カナダでは2004年1月以降、5万3,000件が検査されております。

次の8ページでありますけれども、飼料規制についても、基本はその資料のチェーンからSRMを除去するということが重要だということを指摘しているのと、もう一つは肉骨粉の反すう動物飼料への混入及び交差汚染の機会の回避ということを行っているわけです。

ただ、カナダの方はアメリカとほぼ同じなんですが、97年に反すう動物由来肉骨粉を反すう動物に使用することを禁じる規制はやってきたものの、さらなる規制ということについては、一応パブリック・コメントまではやっているんですけれども、未施行というふうになっております。

個体識別の維持とトレーサビリティシステムということでもありますけれども、先ほど説明のあったとおり、2001年からカナダの個体識別プログラムというのはスタートしています。今年の3月から誕生日も入れるようになってきているということです。

輸入対策ですけれども、輸入対策については、現在の話として、CFIAの方で今、規則改正案を提案しています。それは今回、後々で説明があるかもしれないですけれども、そのOIE基準の改正を踏まえた形のかなり緩和の方向の輸入規制というものの見直しについて、現在パブリック・コメントを募集中です。

続きまして、次のページなんですけれども、輸出というところでもありますけれども、これにつきましては、BSE発見直後に肉骨粉の輸出を止めましたというようなこと。

教育。これも一般的に欧州などでも言われているような関係者への情報提供なりトレーニングなりということが言われております。勿論カナダの方では実施をしている。

発生時の調査、処分方針というのは、OIEにならまいしょうというような形になっております。

施行、実施の管理というところは、またコンプライアンスの問題なんですけれども、コンプライアンスの確保について、そのCFIA、これはカナダのCanadian Food Inspecti

on Agency という政府機関ですけれども、その B S E プログラムに関して、そういう責任管理体制というのを構築し、また下にも出てきますけれども、人員体制も強化をしているというような状況でございます。

続きまして、4番目の資料の16ページです。飼料規制の項目別整理ということで、米国における飼料規制の除外品目ということでございます。これは資料を見ていただいたとおりの内容でありまして、基本的にその白抜きの資料については、現状では反すう動物への給与が可能であるということでございまして、白抜きでないもの。上から行くと牛由来の M B M、S R M、死亡牛、歩行困難牛、その他タンパク。この部分について、反すう動物への給与が禁止されているということになってございます。

ただし、施行はされていないですけれども、米国が今提案している規則の改正案としては、ちょうど真ん中の使用対象動物のところに「 × 検討中」となっていますけれども、この一連のものが2004年の7月に提出された規則の改正案の内容でございます。

以上です。

吉川座長 どうもありがとうございました。

かなり膨大なデータの要約をしていただいたわけですが、追加資料を提出されたものについて、また審議していく中で必要に応じて詳しく検討したいと思いますけれども、今行われた概要について、ここはただしておきたいというようなことがあれば、ちょっとやっておきたいと思います。

山内専門委員 資料は見たんですが、この間の委員会で私が発言したのは、諮問自身が変わるか4行のごく簡単な、単に同等性と書いてあるというもので、これではわからない。そこで背景、経緯だとか目的といったようなことをちゃんと文章で出してほしいと申し上げたつもりなんですが、それは座長もその点は次回にお願いすることでもいいですかと私に確認を求めたので、それで結構ですと言ってあるんですが、それが出ていない。

私が思いますのに、諮問がどういう内容のものであるかということをおそらく4行だけで言うてしまうということは、我々にもわからないし国民にもわからない。ちゃんとわかる文章というのを出すのは政府の責任だと私は思うんですが、これはどうなっているんでしょうか。

吉川座長 事務局、わかりますか。

梅田課長補佐 前回の議論で、そのように議論をしていただいて、管理側からの御説明があったということもございまして、改めて私どもの方から各委員に、議論があったことを踏まえてリスト化したものを提示した上で、御意見をお求めしたんですけれども、それ

に対して、私どもの理解では、その部分については改めて出すということまでは必要ないというふうに解釈したものですから、今回、管理側に出す前にその項目は抜けてしまったということだと思いますけれども、今、御議論いただいて、必要であれば、改めて出すことも可能かと思えますけれども、いかがでしょうか。

山内専門委員 是非お願いしたいと思えます。やはり最初の第1ページの4行は重要でしょうから、いいと思うんですが、その後にはやはりちゃんと諮問の趣旨がわかるような文章としてつくっていただきたいし、それから、その説明資料として、例えば、今日でも資料2 - 4に審議の経緯といったような表がありますが、こういったようなものを参考に付けていただくというような、そういうスタイルでやっていただいたらいいのではないかとこのように私は思えます。

吉川座長 どうぞ。

甲斐(知)専門委員 私も今の御意見に賛成です。私は前回欠席してしまいましたので、議事録でお伺いしたんですけれども、追加資料として求めた資料ではなくて、諮問そのものの説明というか趣旨をちゃんと書いていただきたいと思えます。前回、前の国内のを討議したときにも、諮問に対して答えを書こうとしてまとめていくときに、随分やはり混乱があったと思えます。そのまま答えられないような諮問の仕方であるという議論が何度もあったと思うんです。

ですから、その意図というのがちゃんとわかるように、背景から目的を書いた諮問の書き方をしていただきたいと思えます。これは諮問されてしまって、行政文書で変えられないのであれば、添付として詳しく説明して、意図を書いていただきたいと思えます。

済みません。中に入るべきではないかと思うんですけれども、ちょっと議論をする前に、私の心づもりとして確認をしたいんですが、米国、カナダ、日本のBSE対策の相違点についての一番最初のときの説明に輸入規制がありましたけれども、アメリカもカナダも日本も原則としては、本当にBSE発生国からの輸入は禁止と書いてあるわけですね。米国とカナダに関しては、相互間によって少しありますけれども、日本もBSE発生国から輸入禁止と。ただ、この諮問の仕方では、リスクの同等性を考えるというだけであって、輸入がどうのとは書いていないわけなんですけれども、目的はそうでしょうから、お聞きしたいんですが、つまりこの大きな文言をBSE発生国である米国やカナダから、輸入禁止ということに対して、例外をつくるようなことを議論しなければいけないわけですね。

そうなると、勿論アメリカとカナダからしかこういう要求がないから、それに対する議論を始めるといことなんでしょうけれども、今後あらゆる国が日本に牛肉を輸出した

いというときは、同じような議論をこれから毎回この委員会でやっていって、それで要件が満たされればいいというようなことをしていかなければいけないのかどうか。つまり、大きな一歩かなというふうに思いますので、そういうことも含めて考えなければいけないのかということを確認したいんですが、よろしいでしょうか。

吉川座長 どうぞ。

道野課長補佐 今後の話については、あまりここで、こうですということはなかなかきちんと御説明できないかもしれないですけども、いずれにしても、BSEの発生国について、その一般的な各国の取っている管理措置として、とりあえず当面の暫定的な輸入禁止措置というのを講じているわけですので、それを解除する場合に、やはり何らかのそういうリスクの評価というのが求められるというふうに考えておりますし、その場合の物差しとしては、やはり国内で流通しているものとの、やはり比較ということになるのではないかと思います。

吉川座長 いいですか。あの方のは、今回のを踏まえて、そういうステップになるだろうと思うんですけども、先の方の諮問の具体的な内容に関しては書かれているけれども、その諮問に至る経緯は別添で、先ほどの資料にするとして、どういう経緯でこういう諮問に至ったかと。それと諮問の目的ですか。

山内専門委員 経緯と目的とです。一般的に言えば、背景もしくは趣旨と言った方がいいのかもしれませんが。

山本専門委員 山内先生のおっしゃっているところで、ちょっとわからない部分がありまして、諮問書の後ろの69ページのところに、米国産牛肉の貿易再開問題の経緯というのを一応書いてあるんです。今回この諮問に至ったところの背景みたいなものは、この中に書いてあると読み込めると私は思ったんですけども、それとはまた違って、先生はもう少し目的別に書き上げていかなければいけないということでしょうか。

山内専門委員 そのことは前回の委員会でも出たわけです。ですから、私はまず諮問書を見たときに、最初の1ページ目に4行の文言があって、次から後は英語の資料がずらずらとあって、最後に日本語で説明資料があるという形で、我々に対してでも国民に対してでも説明できていないのではないかと。

ですから、最後の説明資料の中の文言とか、ああいう内容は全部最初の文章の方に入れるのは勿論必要だろうと思っています。それに抜けているところは、やはりできたら加えてほしいと。

ですから、諮問のスタイルそのものが、やはりその最初の文章を見たときに、どういう

背景でどういう目的でもって出されたものであるかということがわかるようなものにしていただきたいということです。

これは今回に限ったことではなくて、やはりそういう形をなるべく考えていただきたいということです。

小野寺専門委員 そうすると、これは諮問書を出したのは農水省と厚労省ですね。そちらの方に出してくれと、もう一回言うわけですか。

山内専門委員 とにかく、これは行政側で考えていただきたい。あまり細かいことまで、私には言えません。

山本専門委員 今、山内先生がおっしゃっていることは、非常に重要なポイントをおっしゃっていると思うんです。と言いますのは、リスク管理側とリスク評価側とのリスクコミュニケーションの問題があって、そのところがあまりにも透明性を確保しようとするがために、事前打ち合わせも何もできない状況になっているというところに問題が一つあるんです。

こういう話というのは、ある程度、どこまでの範囲でリスクアセスメントができるのかということに関しても、ある程度の話し合いというのは必要になってくるんです。いきなり本題に入っていく前に、ここでも議論して、前回その議論をやったと、私は思っていますけれども、そういう重要な議論をやったと。

その上で、諮問内容について、本題の議論に入っていくというのはあり得ると思いますので、そういう意味で行けば、ここまでの諮問ができるのではとか、ここまでの評価ならどれぐらいでできるとか、そういうことについても議論するのはいいことだと思っています。

山内専門委員 今言われたように、私はこれはリスクコミュニケーション。今の場合は行政と我々評価側とのリスクコミュニケーションですけれども、やはりその先には消費者があるわけです。そういう意味での、そのリスクコミュニケーションに役立つような形のものをできる範囲内で最初、とにかくやっていただく。その上でここでの議論を通じて、もっと内容をはっきりさせていくというやり方というものを考えていくべきだろうというふうに思っています。

吉川座長 わかりました。確かにここを見ると、先ほど言われた特に 69 ページの 1 のところですかね。その輸入貿易再開問題の経緯の中の (1) (2)。大きな 2 からは、その裏づけのいろいろな国際的な問題とか規制とかいう細かい、これから多分議論の内容のところが書いてあると思うんですけれども、背景と経緯に関しては、この諮問が出てくる

に至った部分は、ここに大体書かれていると私も思いますから、この辺を少しまとめて、こういう背景でこういう経緯を経て、こういう諮問に至ったと。

もし、その諮問の内容について、もう少し具体的にリスクマネージャーとしては、こういうところを評価してほしいというのがあれば、それを付けて「はじめい」みたいな感じで諮問説明というふうにしてもらえば、それでいいですか。

山内専門委員 はい。

吉川座長 では、ちょっとそこは次回までに少し整理をしてくれますか。

山本専門委員 ということは、この諮問がもう既に来ている部分についても、もう一度提出し直すという話ですか。

吉川座長 別に諮問内容を変えろと言っているわけではないので、諮問の背景、その経緯について、説明的に付けてほしいということです。

道野課長補佐 私どもも会議の出席者なので、今の時点でどういう資料を出すかということ議論する前に確認をしていただきたいのは、要するに前回の会議をやった。全部公開している。議事録も公開されている。物理的にまだ公開されていないかもしれないけれども、これから公開されるということなので、その会議の位置づけと会議で議論した内容について、改めて、また文書として提出の用があるのかなのかということについては、多分「食品安全委員会」の会議の運営の仕方だと思いますので、そこはちょっと事務局なり委員会なりで御検討の上、私どもの方にも、会議の資料としてはこういうものが要るんだということでしたら、対応可能だと思います。よろしくお願いします。

小泉委員 諮問が厚生労働省、あるいは農林水産省から来た時点で、この諮問の内容について議論するのは「食品安全委員会」ではないかと思うんです。そこでその諮問内容がちょっとおかしいとか、こういう点はもう少しちゃんと書かないといけないというのは、我々「食品安全委員会」の役割であって、それを受けた内容について、科学的に議論していただくのが専門調査会ではないかなと、私は思っています。

吉川座長 前回はそういう意味で「食品安全委員会」と専門調査会、リスク評価機関としての互いの在り方がどうあるべきなのかという議論を少ししたと思うんです。

小泉委員 もう一つ追加で、専門調査会でしていただくと、もっと大切な、今、山のように出された科学的こういったデータをどんどんきっちりと評価していただくことの方がずっと大事ではないかなと私は思います。

山本専門委員 先ほど私が申し上げたのは、そのプロセスの上で、非常に評価するにしても、どこにフォーカスを当てて評価していくのかというのが非常に重要なポイントにな

るんですね。ですから、そこを「食品安全委員会」の方で判断していただいたということで、それでいいんですけども、我々としても、その背景の理解というのが必要だったということで、私の理解では、もう既に前回の会議の中で説明いただいていますので、それはもう済んだものとは思っております。しかし、皆さんの御意見で、まだ文書として必要だというのであれば、再提出していただくということはあると思いますけれども、私の理解では、それはもう既に説明は終わっているという理解です。

ただ、今後その答申を返すときに、その部分を付けて返すという考え方が多分、山内先生の中にはあったと思うので、それがあって、それを受けてという文章をつくりやすい意味も含んでいたのかなというふうに今は思っております。

吉川座長 いろいろな意見が出ておりますけれども、多分そういう意味では親委員会に上がったときに背景その他の説明もあったかと思えます。ただ、諮問をするに当たって、どういう背景と経緯で、こういう諮問を専門調査会に分析をしてほしいのだという諮問の鹿も、私はあっていいとは思えます。確かにエッセンスはこれだけですよというのは、ある意味では審議をしていく途中で、また振り出しに戻って、一体何だったんだということになるのを避けることを考えれば、こういう状況でこういう経緯を経て、こういう諮問に至ったという諮問の仕方があってしかるべきというか、あった方が多分紛糾しないで議論を先に進めやすい。そういう意味では、小泉委員の言うように、ここの責務というのはあるわけで、あまりその手続論で議論するよりは、むしろ国民に対しても、あるいはリスク評価者に対しても管理側として簡潔に説明があった方が私もわかりやすいとは思っているので、先ほど言ったように、基本的にはこの 69 ページにかなり書かれていますから、とりまとめるときか、あるいは次回最初の議論の頭のところで、こういう背景でこういう経緯でこういう諮問になったという整理をしておいた方が懸命ではないかと思うので、事務局と相談して文章化しよう。

山内専門委員 この間の委員会でも申し上げたんですが、説明資料のところはかなり書いてはあると。ただ、「食品安全委員会」の審議がどういうふうにそこに反映されているかというか、「食品安全委員会」でのこの専門調査会の議論の経緯というのが資料に入っていないと。ですから、そういったものを含めて考えていただきたいと。それには、やはり今回資料 2 のように出てきているような表というのが一つの参考となるのではないかとこのように考えています。

吉川座長 わかりました。では、これに関しては少し事務局ともまた相談して、次回できれば文章化したような格好で、ちょっとまぐらの部分を可能であれば付けるという格好

で、実際の内容の方の審議に入っていきたいと思いますが、もしそれでよければ、そのような格好で行きたいと思いますが、最初のところに戻って、両省庁からの説明内容に関して、ほかにございますか。

山内専門委員 細かいところが幾つかあるんですが、まずえさの規制のところ、これは2ページにもありますし、あとの方の厚労省の説明のところでも表であったと思うんですが、私の理解では、アメリカなどでは鶏のチキンリッター、要するに食べ残しや何かも入っていると思うんですが、それはここには含まれていないですね。

釘田衛生管理課長 チキンリッターの議論は、この2ページの下の方に、2004年7月に米国がこの飼料規制の強化策を提案して、パブリック・コメントを行っているんですが、ここには明示されておりませんが、この中にそのチキンリッターも含めて規制を強化するという考え方が盛り込まれています。

山内専門委員 チキンリッターは規制対象になっているんですか。

釘田衛生管理課長 まだ規制されておりません。提案がなされているだけです。

山内専門委員 わかりました。ついでにもう一つ。4ページの下の方に、カナダの検査法で「1次検査にエライザ法及び簡易ウエスタンプロット法」と書いてありますが、これは「及び」ではなくて、またはだと思えます。両方やっているわけではなくて、簡易ウエスタンプロットはプリオニックスのものだと思えて、これは大変誤解を生むと思えます。ほかのページにも同じようなミスがあります。

釘田衛生管理課長 この点は御指摘のとおりだろうと思えます。いずれかの手法を実施しているというふうに理解しています。

吉川座長 ほかにありますか。いいですか。

それでは、多分これからまた審議していく中で何度か戻ってくることになると思えますけれども、もう一つ先般来、その米国のBSEの2頭目の陽性牛なのではないかというケースに関して、その後の情報について、事務局からの説明があるということになっているので、できれば審議に入る前に、そこを事務局の方から説明していただければと思えます。

梅田課長補佐 時間の関係もございますので、簡単に御紹介させていただきたいと思えます。

資料4を御覧ください。「米国におけるBSE疑似陽性牛について」ということで、これまで入っています情報について、御紹介させていただきたいと思えます。6月10日、先週の日曜日になりますけれども、現地時間でございますが、USDAから米国におけるBSE疑似陽性牛に関して、次の内容の発表があったということで情報を得ております。

後日、在京の米国大使館からも事務局長あてに報告が来てございますけれども、その内容と一致してございます。

(1)でございますけれども、昨年6月1日から開始しております、米国におけるBSE拡大サーベイランスでございますけれども、その1次検査におきまして、これはELISA法で行ないますけれども、擬陽性となったということで、その後の確認検査で陰性というふうに判定されました3例、これまでにございますけれども、この3例につきまして、米国農務省の監査局、OIGと言っておりますけれども、この勧告に基づきまして、今週と書いていますけれども、10日の週の早い時期ということですから、月曜日が火曜日、6日、7日だと思っておりますけれども、ウエスタンブロット法により再検査を実施したところ、1例のみウエスタンブロット法で陽性の結果が得られたということでございます。

このことから、2つの方法、免疫組織化学的検査、先ほど御説明ございましたけれども、確認検査としてIHCをやっておりますけれども、改めてウエスタンブロットをやった結果で、異なる結果が得られたということから、OIEのリファレンスラボになっております、英国のウェイブリッジのVLAに検体を送付するとともに、USDAにおいてもさらなる検証を行なうこととしているということで発表がされてございます。

なお、当該牛は食用が禁止されているダウナー牛であるということで、死体は焼却されているということも併せて公表されてございます。

10日時点での発表ですから、現在のところ検体についてはウェイブリッジの方に送られているということで伝わってございます。今週中には結果が出るというふうにも伝わっているところでございます。

この情報につきましては、得られ次第、また各先生方の方に情報提供をいたしまして、必要に応じて、この場において議論していただければというふうに思っております。

先ほど申し上げましたけれども、在京の大使館からも報告がございまして、今後新たな報告が得られたときには、こちらに報告されるということもその中で聞いておりますので、情報が得られ次第、また議論していただければというふうに思っております。

以上でございます。

吉川座長 どうぞ。

佐多専門委員 幾つかちょっと聞いておきたいというのがあって、この(1)のところにOIGの勧告に基づきウエスタンブロットをやったと書いてあるんですけども、これはなぜそういう勧告を出したのかというのは、もしわかれば教えてください。

あと、この牛の情報というのが、例えば、どういう牛だったのかとか、年齢だとか、そ

ういうのも情報としてわかると、第1例目についてはわかっていますので、その辺がもしわかれば、教えていただきたいと思います。

梅田課長補佐 まず最初の御質問ですけれども、O I Gというのが米国農務省の中にございます監査局でございまして、ここは中立な立場で、これまで農務省の中でやられているその業務状況について監査をするという立場にある機関というふうに承知しておりますけれども、そのO I Gが農務省で行った、これまでの拡大サーベイランスの結果について勧告を行ったということでありまして、具体的にどういう理由において勧告を行ったのかといったところについては、まだこの勧告内容については詳細に把握しておりませんので、わかりませんが、いずれにせよ、この勧告に基づいて行なわれたということで承知しております。

釘田衛生管理課長 少し補足いたしますが、今、事務局の方から御説明がありましたとおり、O I Gは農務省の各種の政策を検証して勧告を行なう機能を持っているわけですが、このサーベイランスについては、農務省が昨年6月から拡大サーベイランスを実施する時点でも、そのサーベイランスの内容について検証して、その報告を出しています。それは提出資料の中にも含まれておりまして、ちょっと後で御確認いただければわかると思うんですが、O I Gの報告書が入っております。

それから、なぜこういった勧告を行ったかということにつきましては、農務省のE F S Aがコメントを出しておりまして、このO I Gの勧告は拡大サーベイランスの中で3頭の擬似陽性牛、E L I S A陽性牛がありますけれども、その3頭のうち1頭がE L I S A検査により強い陽性反応を示していたと。それにもかかわらずI H C検査では陰性反応だったということを受けて、ウエスタンプロッキングを用いた再検査をすべきであるという勧告をしたというような説明がなされています。

このことは在京米国大使館からも日本語でそういう説明がなされて掲載されております。

吉川座長 いいですか。

山内専門委員 そうすると、アメリカで1次検査で陽性になったというのは3頭だけということなんですか。私はちょっとはっきり覚えていないんですが、日本の場合に、当初随分1次検査で陽性になって確認に回った例が随分あったような気がしたんですが、厚労省の方の記憶ではどうでしたか。

吉川座長 さっきもらった表のどこかに出ていましたね。日本とアメリカとカナダの1次検査の陽性の比率と何かって、さっきながめていたときに。

道野課長補佐 多分、結果だけしか出ていないと思いますので。1次検査が陽性だった

ものというのは、大体、最初の半年で 59 例ぐらい。分母が 52 万頭ぐらいです。52 万頭で 59 例ですね。最初の半年ぐらい。13 年度 10 月 18 日から始めましたから、翌年の 3 月 31 日まで、13 年度中で約半年間で 52 万 3,000 の検査に対して 59、スクリーニング検査では陽性になっています。

山内専門委員 ですから、アメリカの場合だと三十何万頭で 3 頭というのは、単純に行けば日本の 10 分の 1 ということと理解したらいいわけですね。単純計算はいけないにしても。

吉川座長 資料 2 - 2 の 47 ページですね。ここに米国は検査方法は 1 次検査は E L I S A 法。1 次検査で陽性となったものは 3 頭。カナダが 1 次検査で陽性になり確定検査で陰性とされた牛が 8 頭。日本が 1 次検査で陽性となり 2 次検査で確定検査で陰性になったものが 138 頭という脚注が付いています。かなり違うのかもしれないですね。何がこういう違いを生むのかは、ちょっとわからないんですけども。だから、本当に、少なくとも公表されているのは 3 頭しかいなかったということなんですね。

山内専門委員 ですから、かなり技術的にしっかりしていたと考えるのか、ちょっとよくわかりません。

小野寺専門委員 私は A m e s に去年行って見ていたんですけども、向こうは一応オートメーションでやっています。ですから、日本とシステムが違いますし、去年のロットと日本が発生した 2001 年のときですか。E L I S A の方ですね。2004 年と 2001 年のロットが違うということがあります。一番の違いはやはりマニュアルではなくて、オートマチック。人件費が高いからということもあるし。ですから、そういうことが一番大きな違いです。

道野課長補佐 国内でも食肉衛生研究所 100 か所ぐらいでやっていますけれども、陽性が出るのは一律に出るかということ、やはりそうではなくて、ある程度偏りがあることも事実ですけども、それが理由になっているかどうかはわかりません。御参考に。

山本専門委員 今の 47 ページの表で、米国では「中枢神経症状等」というふうに日本語で書いてあるんですけども、これを元の英語とか、どういうものが入っているのかというのをわかりましたら、お願いします。

吉川座長 済みません。山本専門委員の今のは、米国の中枢神経症状等というものの中身がどういうものかということですか。

山本専門委員 そうです。

釘田衛生管理課長 御説明いたしますが、これは資料の 29 番に入っているんですが、も

しお手元にお開きいただければ、29番の資料の12ページに表が出ておりまして、これが2004年の6月から3月までの検査実績なんですけれども、この表をまとめるに当たりまして、一番上の「Highly suspicious and/or CNS」とトータルの上の「Other clinical signs」をこの表では合計してあります。ちょっとほかの国とカテゴリーの分け方が違うものですから、便宜的にそういうまとめ方をさせていただきました。

山本専門委員 どうもありがとうございました。

吉川座長 この件に関しては、より詳しい、先ほど問題になった牛の品種とか性別とか生まれ年とか生産地とか、あるいはイギリスの検査の結果も追って明らかになってくると思うので、適宜それについてデータをもらったところで議論を進めていきたいというふうに思います。

それでは、5時になってしまいましたが、少し時間をいただいていいですか。先ほどの配られた資料の中で、前回、進め方についてアイデアがあったら意見を欲しいというのに対して、山本専門委員から、たたき台というか案をもらって、それが資料2-5に書かれてありますけれども、ちょっと簡単に手短かに説明していただけますか。

山本専門委員 あまり時間が残っていませんので、簡単に説明させていただきます。これは諮問は国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理されたというのが入っておりまして、その20か月齢以下の牛の食肉及び内臓ですね。それと日本の場合には全年齢で食肉を検査の上で利用していますので、その内臓のリスクの比較をしましょうというお話です。

これまでやってきた経緯というのを若干思い出していただければいいかと思いますが、日本のBSEリスク評価は、前回の諮問のときにも20か月齢以下を検査した場合としない場合のリスクの比較を行ないました。

これは20か月齢以下のBSEに関する定性的リスク評価ということで、生体牛と食肉について判定をしています。では、これで全年齢が評価できるかどうかというものもあるわけなんですけれども、一応評価がある程度はできるだろうということが1つ。

それ以外に方法がないのかということで見えますと、これはちょっと改行ができてなくて申し訳ないです。OIEの方法というのが1つ。これは先ごろ提案されました、サーベイランスによるポイント制です。これが1つ使えるかということ。

それから、EFSAのGBRです。これによって全年齢を含む場合のリスクを評価すると。いずれも定性的なものです。定量的には、ハーバードのやり方をやっているんですけれども、あれが本当に日本の方に使用ができればいいんですが、なかなかそのデータの互

換性の問題もありまして、できない場合が多いだろうということで、今回アプローチとしては、まずは定性的なことでも進めてみてはどうかということです。

めくっていただきますと、これはもう前回やりました生体牛と食肉に関して、このような項目を見ていったということです。

その次の3ページには、BSEのリスク評価のポイントとして、先ほどから申し上げているように20か月齢以下の牛の食肉及び内臓を米国、カナダ産のものと、全年齢の食肉及び内臓のリスクを比較するというので、この前にその20か月齢とそれ以上のもの。その場合に、検査をした場合としない場合でやったときのやり方をそのまま当てはめられるのかということをおもって考えてみたいということで、こういうものを書きました。ただ、そのときの基準と言いますか、それはどう考えるのかは、今後検討する余地があると思っております。

先ほど来、資料が提出されていましたが、米国と日本におけるBSEの発生ということで、カナダでは3例あって、米国では1例ということで、これはカナダ産であったということですが、日本では全部で20例の報告がありますということです。

ちなみに現在、GBRでは、カナダと米国がどうなっているかと言いますと、レベルIIということになっています。これはもう先ほど説明がありましたのでよろしいかと思いますが、その中にはその生体牛とかMBMの輸入の飼料規制の関係ですね。それから、サーベイランスの状況によってとか、SRMの除去。そういった処置によって、どれぐらいそれが安定したものであるかということを見るということで判定されています。このやり方は使えるかどうかということ。ちなみに日本のことがちょっとここに書いてあったはずなんですけれども、抜けていますが、日本もGBRレベルIIIということになります。

それから、この米国、カナダの飼料規制から以降は、全部こんなデータが管理省庁側から提出されていますということです。それを順番にスライドとして、前にリスクコミュニケーションで使われたスライドを流用させていただいておりますが、その中で飼料規制のこと、遵守の状況。

6ページには米国、カナダの牛肉産業の特徴であるということ。これは米、カナダ産の若齢牛には母乳と牧草で飼育してあって、7か月～24か月という辺りで、豚、鶏の肉骨粉を牛に給餌することがあるというふうなことが書いてありました。

ハーバードのことは先ほど、まとめとして出していただきましたが、そのリスク分析に基づきまして、このような処置が取られてきたということです。

それから、続いて、リスク管理を日本と米国とカナダの3つで比較したスライドです。

細かく言いませんが、SRMの範囲をどういうふうに考えているのかということと、SRMの除去、汚染の防止ということでどうなっているのか。ピッシングについては米国、カナダではやっていないというようなこと。

次に、8ページでは、BSEの検査ですね。これは米国、カナダではサーベイランスをやられているのと、日本はサーベイランスもありますが、食肉の安全確保ということで、と畜牛の全頭検査をやっていると。その検査対象の比較をしますと、と畜牛は米国、カナダでやられていませんが、日本はやっていますと。それから、リスク牛として米国、カナダの頭数がそれぞれ書き込まれているということです。

それから、個体識別の制度が次にありまして、この場合、カナダの場合はその生年月日は2005年から任意で入れられるようになってきたということで、日本に近づいてきているという状況です。

もう一つ次には、と畜時における月齢の分布です。ここはかなり重要なポイントになってくるのではないかと思います。14~16か月齢でほとんどのものがと畜、解体されているということです。

10ページ。検査の方法は先ほども御紹介ありましたが、1次検査に米国でELISA法、カナダはELISA法または簡易ウエスタンブロット法、日本ではELISA法を使っている。確定検査に米国では免疫組織化学的検査、カナダもそれを主体として行なっています。日本の場合はその2つを、ウエスタンブロットと両方を使うと。米国では今の報告にありましたように、ウエスタンブロットで再確認を行なって、それで1例が陽性が出たということです。

飼料規制違反の主なことは、このような違反があったということがこれまでのところわかっています。ですから、飼料の2次汚染が考えられ得るということですが、先ほどの遵守度等が5ページに書いてありますけれども、2004年では米国では違反が0.1%と下がってきていることとか、カナダでも5%の違反がまだ残っているような状況というようなことも、その飼料規制のことでは考えなければいけないでしょうと。

あとは日本、米国、カナダ間の流通状況というものが2002年のベースで、これはこのような形で動いていたということで、全体のベースとなるリスクを考えると、少し役立つかなということです。

最後のスライドが、今回このようなことを考えてやってみてはいかがかなということで、入力情報とその結果としての判定をやはり感染率、蓄積量というのを牛の生体牛の方では考えると。それから、と畜検査における汚染率と汚染量というのがどの程度あるかという

のを考えてみましょうということで、このような定性的な判断が可能かどうかというのを検討してみましょうという提案をしております。

これはもう一つ重要なのは、20 か月齢以下の牛のそのベースになるリスクだけではなくて、そこに更に日本向けに管理措置が加わった場合のリスク低減がどのくらいがあるかも考えなければいけないということがありますので、その辺を混同しないようにうまく整理していくことが必要かなと思っております。

吉川座長 そうですね。多分そう思います。これができるとその混同が。どこかうまく整理をしないと。その全体評価と今度の輸入条件で切り取ってくるものと、どういう関係になるかというところを、少し2 段階絡めみたいになってしまっている格好のものを評価する方式というか。基本は割合、前回やったことのやり方は割合わかりやすいと思うんですけども、その上乘せ条件をもう一個加えて評価をするということが必要になるので、そこら辺の方法論を少し、ダブらないようにつくっていかないといけないかもしれない。

甲斐（諭）専門委員 今の件ですけれども、今日の御説明で随分いろんなアメリカ、カナダの状況が理解できたんです。諮問文を読むと、その全体の話と2 階建てになっているんですね。米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理されたとなっておりますから、この2 階建ての部分、次はどうなっているのかということをもっとはっきりさせる必要があると思うんです。国全体はよくわかったんですが、では例えば、日本向けのフィードロットではどうされているのかとか、日本向けのフィードロットではどうなっているのかとか。日本向けのパッカーではどうなっているのかとか。

例えば、今日の御説明でも、SRMは30 か月以上だというふうになっているんですけども、多分その日本向けのところでは、もう全頭、SRMを取っているでしょう。そういうことが今日の話だと30 か月以上しかSRMは取る必要がないというふうに理解できるんですけども、日本向けには多分全頭取っているのではないかと、将来どうなるかはよくわかりませんが、日本向けではどうなるのかということは今度はもうちょっとしっかりやらないと評価できないのではないかと思うんです。

吉川座長 文書としては前回、資料4 - 1のところ今回の輸出プログラムというのが字面ですと書いてある。前回さっと説明をしていただきましたけれども、それが具体的に今のバックグラウンドの説明と同じような格好で、その書いてある内容を読み取ったときにどういうふうになるのかというイメージが欲しいということですね。

山本専門委員 その点は非常に私は難しいところがあると思っております。というのは、これは現在やられていないシステムですね。上乘せは輸出再開後に実際にやるシステムで

すから、その検証データというのは何も無い状態でやらなければいけない。ということは、その遵守状況が 100 %あるとして、我々は評価するしか評価のしようがないのではないかとこのように考えています。

甲斐（論）専門委員 確かに、やっていないことを聞かれても難しいんですけども、でも、プログラムだから想定できるわけですね。ですから、その想定されているところでは一体どういうことをやられているのを見ないと、やっていないことは評価できないのではないかとなくなってしまいますので、想定される、あるいは対象が限定されるでしょうから、その対象ではどうなっているのかをよくクリアーにするし、そして、それを評価していくというのが重要ではないかとこのように思うんです。

山本専門委員 甲斐先生がおっしゃるとおりで、私が申し上げたのは、それが 100 %やられているものとして評価しないと評価できないのではないかとこのように申し上げているんです。ただ、それは何%の遵守率かというのは、もうやっていない部分に対してはできないので、そこがいつも議論が空回りするときのポイントになっているのではないかとこのように思っていましたので、それを申し上げただけです。

ですから、やればこういうものはどれくらい除けるかという話は一つありますね。だけど、それが 100 %やられるか、70%しかやらないかという話はできませんねという話で、効率として何%あるかは議論できますが、遵守率とかその他の要因を 100 %とこのように考えていかないと難しいのではないかとこのようにことです。

甲斐（論）専門委員 遵守率はいろんな遵守率があるでしょうから、例えば、SRMの除去の遵守率については、私が見た限りでは 100 %だった。なぜかと言うと、4,000 頭も 5,000 頭も処理するというのに、これは取る、これは取らないとやると非常に煩雑なので、もう取ると決めたら全部取ってしまう方が混乱がないですね。それは非常にアメリカ的な発想だと思うけれども、何を対象に遵守率をやるかがちょっと問題ですが、SRMについては 100 %やっているのではないかとこのように思うんですが、そういうのは項目ごとに少し細かく検討することが評価につながってくるのではないかとこのように思うんですけども。

北本専門委員 話題を変えていいですか。

吉川座長 今の山本専門委員の提案のに関してではなくて。

北本専門委員 いいえ。

吉川座長 ちょっと待ってください。今、山本専門委員から、ある意味でのたたき台的なものが出たんですけども、これに関して、もし今聞いておきたいと。あるいは私はこ

の進め方はとても受け入れられないとか、そういうものがあれば、聞いておきたいと思うんですけれども。

小野寺専門委員 上乗せ条件というのは、たしか去年、アメリカに行っている人は大体聞いているんですけれども、その後いろいろ向こうの日米のいろんな合意文書の中に、上乗せ条件が入っているけれども、それはある程度、文章が随分長いから、それらを今からリストにしてはどうかと思いますけれども。

吉川座長 ほかにありますか。

寺田委員長 前回も申し上げましたし、親委員会のときも言ったんですけれども、コンプライアンスがものすごく大事になってくるんです。ところが一応これを評価するときには、管理側としてコンプライアンスは100%だということを、まずそれで評価を出して、そのコンプライアンスを管理側がどういうふうにしてきちんとやっていくんだということに関してお話を聞いて、もしそれがおかしいようだったら、こういうふうにしたらどうかというサジェスションを。そういう方向でないと、初めは全然わからないですね。コンプライアンスの例とか、例えば、50%かもわからないし。ただ、一応100%としてやって、その100%の部分は管理側が最初ときに委員会でお受けしたときも、やってくれますねと言ったんですけれども、100%では、これは難しい問題でゼロリスクと同じようなことですから、だけど、どういうふうにコンプライアンスをやられるのか。そういうことに関して、こちら側の委員会として、こういうふうにしたらどうですかとかですね。これは勿論、アメリカ側との交渉の問題があるでしょうから、そういうことではないかなと、私は理解しているんですけれども。そうでないとスタートできないのではないかなと。

甲斐(知)専門委員 そうしますと、勿論100%と仮定して考えるのはいいんですけれども、ものによっては100%は無理だろうと考えられるものもあるわけですね。つまり、そういう意味で、寺田先生のおっしゃったように、だから、それではちょっと無理だろうから、こうしたらいいという議論があり得るわけですね。

例えば、飼料規制だって絶対に交差汚染がないと仮定してやれば、起こらなかったはずなんですけれども、現実問題としては交差汚染はたくさん起こったわけですね。だから、そういうことを100%と仮定するのは無理というようなことはあり得るわけです。だから、100%と仮定して議論はするけれども、これは遵守は100%は難しいだろうというようなプログラムが入っているかもしれないですね。そういう場合は、100%として議論するだけではなくて、それにプラスして、でも、こういうのは遵守条件として、こういう方法でいいかどうかというのを議論するのも、ここの委員会に入れてほしいというふうに思いま

す。

寺田委員長 おっしゃるとおりだと思います。ですから、言いたいのは、原理の問題でスタートできないからということであって、いろんな困難があるから、そこでディスカッションをやる。

もう一つここで、私は本当によくわからないんですけども、飼育方法が入っていないんです。それは随分いろんなことでリスクを見る面で大事ではないかと。私はよくわからないですけども。要するに、肉骨粉を与えて感染する感受性というのは若いころに多いのか、どのくらいの。

山本専門委員 一応、6ページの上のスライドを見ていただきますと、米国、カナダの牛肉産業の特徴ということで、若齢まではというような簡単な書き方でしかしていませんが、一応考えていかなければいけない項目としては書いてあります。

吉川座長 いいですか。ほかに。

甲斐（諭）専門委員 次回に上乘せ条件は小野寺専門委員がおっしゃったんですけども、上乘せ項目は何か何かを明確にしてもらって、それに対して逐一どうなっているのかを御説明していただいて、それについて考えるということではいかがでしょうか。

吉川座長 私も賛成です。今回、先ほど、甲斐専門委員が言われたように、かなりバックグラウンドについては、あるいはバックグラウンドについての第三者評価的なものについてもかなり説明されて、似たところもあれば違うところもあるし、かなりわかってきたので、もう一つの条件として評価の対象として考える、その切り取りというか、2階建てというか、今回のその輸出に関しての輸出基準というものの具体的な内容とその説明をわかるように少し、表でもいいですし、もしそこに問題点があるなら問題点というようなものを書き出しておいてもらえれば、ありがたいと思います。

ほかにいいですか。今の提案に関して。

梅田課長補佐 そうしますと、管理側に求める資料と言いますか、そのリスク評価にどういう趣旨において、こういった提案を明確にした資料をつくってもらうかを明確にした方がよりはっきりした資料が出てくるかと思うんで、内容的にはその項目を並べて、その項目に沿って、こういったポイントを並べればいいんでしょうか。

吉川座長 そうですね。今回大きな項目としては、牛のレベルであれば、その月齢判定は別としても、一応考え方としては20か月齢以下というものを対象にしようということが、その生体のレベルではあるわけですね。だから、と畜場での処理そのものに関して、先ほど、甲斐専門委員が言われたように、一般的には30か月齢以上でのSRM除去という格好

になっているけれども、この輸出基準としては年齢に関わる全頭からSRMを除去するというプログラムになっている。その他、そういうようなプログラムは幾つか書かれていると思うんです。だから、その辺を整理して、その内容はこういうことなんだというのがわかれば、そういうふうにかラムの中に注でも付けて書いてくれれば、すごく議論しやすいのではないかと。

梅田課長補佐 わかりました。検討させていただいて、求めたいと思います。

吉川座長 ほかにありますか。どうぞ。

小野寺専門委員 BSE検査方法の10ページのスライドなんですけれども、米国で一応、1次検査はELISAだと。これはバイオラッドのELISAというのわかっているわけなんですけれども、2次検査、確定検査は免疫組織化学的でやっている。ウエスタンブロットティングというのが括弧になっているんですけれども、これもいろいろ向こうで聞いてみたんですけれども、ウエスタンブロットティングをやっていなかったわけではないと。あくまでも研究としてやっているということで、別に今まで全くウエスタンブロットティングしていないわけではないということは言っていたんですけれども、カナダでも多分ウエスタンブロットティングが研究用としてはやっているのではないかと思うんですけれども、そういうことはわかりません。カナダに聞いてみないと。

吉川座長 わかりました。その辺はちょっと確かめておいてください。

ほかにありますか。なければ、済みません。北本専門委員は先ほど、これとは関係ないという話でしたけれども。

北本専門委員 両省庁に是非データとしてそろえていただきたい点がございまして、よく聞いて対処してほしいんですが、まず我々ないし国民が一番気にしているのは、本当に両国の汚染状況というのはどんなものだろうと。それが彼らがやっているサーベイランスで果たして、それが明らかにできるだろうかという点ではないかなという、何か根本のところはそういうところではないかなという気がするんです。

ですから、我々の検査方法を両国でというのは、もう無理な話なんですから、両国がやっているそのサーベイランス体制を我が国で取ったら、我が国は一体何でBSEの保有国になったんだと。

それは実は「食品安全委員会」とはすごく関係がなくなることになるかもしれないんだけど、対国際社会ということからすれば、今のサーベイランス体制を見直す、いいきっかけになるのではないですか。つまり、OIEの言っているサーベイランス、これだけやれば大丈夫というのが低リスク国であるだろう、そのアメリカ、カナダ、我が国に対し

て、ちゃんと当てはまるのと。それがその汚染度を云々できるのかと。我が国は少なくとも食肉に関して全頭検査をしたと。ちょっと遅れて、その24か月で死亡牛ないし、その病気の牛に対しても検査を始めた。これによって20頭のBSEが確定したわけです。これは世界的に見ても、サーベイランスということからしても、ものすごいサーベイランスだと思うんです。つまり、低汚染に対するサーベイランスの有効なサーベイランスというのこういうものだというのを示したと思うんです。それではOIEの推奨するサーベイランスを行っているアメリカ、カナダがカナダの方策を日本に当てはめたときに、一体日本はどれくらいBSEを検出できたんだろうということは言えると思うんです。

ですから、両省庁にとっても非常に国際的にオピニオンを言わなければいけないところではないかなと思いますので、是非調べていただきたいということと、それが翻ってアメリカ、カナダのある程度の汚染度を我々が推し量る資料にもなるのではないかと思いますので、是非宿題としてお願いします。

吉川座長 多分、農水省、厚労省と両方協力しないと、今の問題、数値の当てはめはできないと思うので、よろしくお願いします。

山内専門委員 農水省にお願いしたいんですが、OIEの総会での無条件物品のこの資料があるんですが、原文を次に是非出してください。私が見た限りで、OIEのプレスリリースでは、この患畜や疑わしい牛由来でないというのではなくて、まず最初に生前検査及び死後の検査を受けなければならないmust、そして、その後に疑わしい牛、もしくはBSE陽性の牛を含めることはできないcannotというふうになって、随分これはニュアンスが違うんですね。それが合っているのか。それとも、ここに書かれている翻訳の方がいいのか。やはり翻訳ではなくて原文をちゃんと付けていただきたいということをお願いしておきます。

吉川座長 済みません。OIEの報告について、説明時間を最初にとっていて、議論が長引いて延びてしまったんですけども、今も含めて、もし今回の審議、幾つか重要なことが、山本専門委員のたたき案から、甲斐専門委員の言われた上乘せ条件についての整理。それから、今、北本専門委員から出てきた、日本でのデータを両国に当てはめたときに、どういう数値として出てくるか。その辺のデータを次回出してくれという、そのほか細かい注文はあったかと思うんですけども、ちょっと30分近くのオーバーになってしまっている。

できるだけ早くデータを出していただいて、次回に具体的な議論を始めたいと思いますけれども、最初の約束のそのOIEの総会の概要について、今ちょっと関連した問題が出

ましたけれども、事務局の方から紹介してくれますか。

梅田課長補佐 それでは、簡単に御紹介だけさせていただきます。

資料3を御覧ください。4月26日に第23回のこの調査会におきまして、農水省の方からOIEコードの改正について御説明をいただいて、議論をいただいたわけでありまして。そういった議論を踏まえまして、5月10日に資料3の裏側になりますけれども、コメントをOIEに提出しております。このコメントにつきましては、4点ございまして、先ほど議論に出ました、無条件物品の追加、カテゴリーの簡素化、SRMの変更、サーベイランス基準の見直しと、この4項目について、OIE事務局にコメントを提出しております。

このコメントにつきましては、省略させていただいて、5月22日～27日、ローマにおきましてOIEの総会が行われました。その概要について「食品安全委員会」の方に既に農水省の方から御報告いただいておりますので、その報告に基づいて紹介だけさせていただきます。

5月27日、OIE総会の全体会合の場におきまして、BSEコード改正について、結論としては、以下のとおり採択されたというふうになってございます。勿論この採択に当たりましては、各国からいろんなコメントが提出されたということでございまして、議論を実際にやったのが、その1～4項目にうちの初めの「無条件物品の追加」のみであったということでございまして、そのほかの2～4につきましては、時間がなく議論がされなかったということでもあります。

採択はされたものの、今後1年間、専門家の検討を踏まえまして、来年もう一回審議をしたいということを採用に当たって、事務局長から断った上で、全体のパッケージとして採択されたというふうに報告されてございます。

無条件物品につきましては、骨なし牛肉について、当初の原案に以下の条件を付した上で追加されたということでございます。これはもともと無条件物品ということで、何らBSEの関連した、いかなる要件も条件も要求すべきではないという物品として、この骨なし牛肉を追加することについて、提案があったというものでございますけれども、日本としては裏側の提出したコメントにございますように、骨なし牛肉と言っても異常プリオンに汚染されている可能性があり、フードチェーンから排除すべきであるということ。それがOIEコードやWHO勧告との整合性を取る上でも重要であるということの主張をしたということでもあります。

それから、またもう一つの理由としては、BSE検査が陰性の牛に由来するものであっても、汚染防止措置が実施されることは重要であるということから、この骨なし牛肉の追

加については反対をしたということでございます。この日本の主張について、アジアの各国から支持が得られたということがございました。

それから、30 か月以下の牛由来であることということも、この条件に追加されたわけですが、これはEUが主張を行ったということでありまして、開発途上国においてサーベイランスを行っていない国から輸入できる措置として、この条件を加えるということでEUが提案したものであります。これも条件の一つとして加えられて、併せてこの3つの条件を追加した上で、骨なし牛肉については無条件物品の中に追加されたということでございます。

したがって、管理省庁といたしましては、従来求められていました条件とほぼ同様の条件が今後も課されているということで、従来と変わらないということであるという御説明がなされてございます。

先ほど申し上げたとおり、2～4につきましては、来年改めて議論をされるということでありまして、今後につきましても農林水産省、厚生労働省としては、この動きを注目して検討してまいりたいという報告をいただいたところであります。

また、併せて日本のデータを、これまでこの調査会でも議論してきた内容、いろんな貴重なデータがあるわけございまして、その内容についてはデータをもって主張すべきであるとか、これまでの議論の経過と言いますか、積み重ねたものをなるべく反映されるよう、意見を述べていただきたいという御意見があったわけでありまして、国内の見直しにつきまして、報告を英訳をしたものを持っていきまして、主要国に配布をしたということでございます。その点につきましても、併せて御報告させていただきます。

以上でございます。

吉川座長 農水省、厚労省の方から何か補足の説明はありますか。

道野課長補佐 特にございません。

吉川座長 先ほどの山内専門委員からも意見がありましたけれども、オリジナルのを付けておいてください。

これの件に関しては、特にありませんか。

それでは、事務局からほかに何かございますか。

梅田課長補佐 ございません。

吉川座長 それでは、ちょっと延びてしまいましたけれども、一応本日の審議はこれで終わりたいと思います。次回については日程調整の上、お知らせします。

本日はどうもありがとうございました。